

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 6
- 亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部
 改正 (人事課) 7
- 特別職の職員で常勤のものとの給与に関
 する条例の一部改正 (人事課) 7
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の
 一部改正 (人事課) 8
- 職員の退職手当に関する条例の一部改
 正 (人事課) 12
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
 に関する条例の一部改正 (議会事務局) 13

—— 規 則 ——

- 亀岡市病院事業の主要職員を定める規
 則及び亀岡市病院事業における地方公
 営企業法第39条第2項の規定に基づ
 き市長が定める職に関する規則の一部
 改正 (病院総務課) 14
- 亀岡市単身赴任手当支給規則の一部改
 正 (人事課) 14
- 管理職員特別勤務手当支給規則の一部
 改正 (人事課) 15
- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部
 改正 (人事課) 16

—— 告 示 ——

- 亀岡市立小学校及び中学校遠距離通学
 児童生徒通学費補助金交付要綱の一部
 改正 (学校教育課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 18
- 亀岡市奨学金支給要綱の一部改正
 (学校教育課) 18
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 19
- 指定緊急避難場所の指定 (自治防災課) 19
- 指定避難所の指定 (自治防災課) 20
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 21
- 市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 21
- 公示送達 (税務課) 22
- 公示送達 (税務課) 24
- 亀岡市住宅用太陽光発電システム設置
 事業補助金交付要綱の廃止
 (環境政策課) 26
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 26
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 26
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 27
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 27

—— 公 告 ——

- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 28
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 28

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることとした。

ア 平成27年12月に支給した期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.625月分	1.675月分

イ 平成28年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.475月分	1.50月分
12月	1.675月分	1.65月分
合計	3.15月分	3.15月分

- 2 給与について、病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づくこととすることとした。

- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用することとした。ただし、1のイ及び2の改正については、平成28年4月1日から施行することとした。

 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 平成27年の国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 期末、勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成27年12月に支給した勤勉手当の支給割合を0.1月分（再任用職員は、0.05月分）引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の75	100分の85	100分の10
(幹部職員)	100分の95	100分の105	100分の10
(再任用一般職員)	100分の35	100分の40	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の45	100分の50	100分の5

イ 平成28年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の122.5	100分の137.5	100分の260
(幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220
(再任用一般職員)	100分の65	100分の80	100分の145
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の70	100分の125
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の80	100分の80	100分の160
(幹部職員)	100分の100	100分の100	100分の200
(再任用一般職員)	100分の37.5	100分の37.5	100分の75
(再任用幹部職員)	100分の47.5	100分の47.5	100分の95
合 計			
(一般職員)	100分の202.5	100分の217.5	100分の420
(幹部職員)	100分の202.5	100分の217.5	100分の420
(再任用一般職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220
(再任用幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220

2 給与制度の総合的見直しを実施することとした。

- (1) 給料表を改定することとした。ただし、現給保障の期間を平成30年3月31日までの間とすることとした。
- (2) 単身赴任手当の引上げを行うこととした。
- (3) 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給することとした。
- (4) 55歳を超えて、6級以上の級にある職員の給料月額等の減額支給の期間を平成30年3月31日までの間とすることとした。

3 その他所要の規定整備を図ることとした。

4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

5 この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用することとした。ただし、2の改正については、平成28年4月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、退職前60月の職責に応じて加算される退職手当の調整額を改定することとした。

	改正前（月額）	改正後（月額）
第1号区分	41,700円	54,150円
第2号区分	33,350円	43,350円
第3号区分	25,000円	32,500円
第4号区分	20,850円	27,100円
第5号区分	16,700円	21,700円
第6号区分	0円	0円

- 2 第5号区分にある勤続期間24年以下の退職者には調整額を支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とすることとした。
- 3 病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼ねる場合、特別職の職員としての退職手当の支給は行わないこととする事とした。
- 4 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 5 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政策推進室」を「市長公室」に、「及びまちづくり推進部」を「、まちづくり推進部及び土木建築部」に改める。

第2条中「政策推進室及び」を「市長公室及び」に改める。

第2条政策推進室の項中

「政策推進室

- (1) 公共交通政策に関する事。
- (2) 大規模スポーツ施設に関する事。
- (3) 特命事項に関する事。 」

を

「市長公室

- (1) 秘書及び広報広聴に関する事。
- (2) 職員の人事、給与、厚生及び人材育成に関する事。
- (3) 定住促進対策及び少子化対策に関する事。
- (4) ふるさと力向上寄附金に関する事。
- (5) 特命事項に関する事。 」

に改める。

第2条企画管理部の項第4号を次のように改める。

(4) 予算その他財務に関する事。

第2条企画管理部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2条総務部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条まちづくり推進部の項中

「(1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。

- (2) 都市計画に関する事。
- (3) 都市整備に関する事。
- (4) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (5) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (6) 住宅及び建築に関する事。
- (7) 法定外公共物に関する事。 」

を

- 「(1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市整備に関する事。
- (3) 公共交通政策に関する事。
- (4) 京都スタジアム（仮称）に関する事。 」

に改める。

第2条に次の項を加える。

土木建築部

- (1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。
- (2) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (3) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (4) 法定外公共物に関する事。
- (5) 住宅及び建築に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(亀岡市営住宅入居者選考審議会条例の一部改正)

2 亀岡市営住宅入居者選考審議会条例(昭和39年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進部」を「土木建築部」に改める。

「揭示済」

亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年亀岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「病院事業管理者」の次に「(病院長を兼ねる場合を除く。)」を加える。

第6条中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年亀岡市条例第38号)に基づくものとする。

第8条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、平成27年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第3項中「一に」を「いずれかに」

に改める。

第11条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第8項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第18条の2を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第24条の2中「第11条の3及び第12条の2」を「第11条及び第11条の3」に改める。

附則第5項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則第8項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の1.575」を「100分の1.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	号給	給料月額						
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500

29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 この条例による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の亀岡市一般職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、国の例により必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の

98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(国の例引用)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正す

る。

第6条の4第1項第1号中「41, 700円」を「54, 150円」に改め、同項第2号中「33, 350円」を「43, 350円」に改め、同項第3号中「25, 000円」を「32, 500円」に改め、同項第4号中「20, 850円」を「27, 100円」に改め、同項第5号中「16, 700円」を「21, 700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成27年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

規則

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び
亀岡市病院事業における地方公営企業法第39
条第2項の規定に基づき市長が定める職に関す
る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市病院事業の主要職員を定め
る規則及び亀岡市病院事業におけ
る地方公営企業法第39条第2項
の規定に基づき市長が定める職に
関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の
一部改正)

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規
則(平成16年亀岡市規則第34号)の一部
を次のように改正する。

第2条第1号中「医療管理監」を「消化器
センター長」に改める。

(亀岡市病院事業における地方公営企業法第
39条第2項の規定に基づき市長が定める職
に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業
法第39条第2項の規定に基づき市長が定め
る職に関する規則(平成16年亀岡市規則第
35号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「医療管理監」を「消化器セ
ンター長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

亀岡市単身赴任手当支給規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市単身赴任手当支給規則の一
部を改正する規則

亀岡市単身赴任手当支給規則(平成2年亀岡
市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「4,000円」を
「8,000円」に改め、同項第2号中
「8,000円」を「16,000円」に改め、
同項第3号中「12,000円」を
「24,000円」に改め、同項第4号中
「1,000キロメートル未満 15,000
円」を「900キロメートル未満
32,000円」に改め、同項第5号を次のよ
うに改める。

(5) 900キロメートル以上1,100キロ
メートル未満 40,000円

第4条第3項に次の5号を加える。

(6) 1,100キロメートル以上1,300
キロメートル未満 46,000円

(7) 1,300キロメートル以上1,500
キロメートル未満 52,000円

- (8) 1,500キロメートル以上2,000
キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500
キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上
70,000円

第5条第2項第6号中「給与」を削る。

第9条第1項中「条例第1項」を「条例第12条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

管理職員特別勤務手当支給規則の
一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当支給規則（平成4年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第2条を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第2条 条例第18条の2第3項第1号の規則

で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とし、規則で定める額は、次の各号に掲げるその職員の属する職務の級（条例別表第1に規定する職務の級をいう。）（以下「職務級」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 7級の職員 12,000円
- (2) 6級の職員 10,000円
- (3) 5級の職員 8,500円
- (4) 4級の職員 7,000円
- (5) 3級の職員 6,000円

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 条例第18条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職務級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 7級の職員 6,000円
- (2) 6級の職員 5,000円
- (3) 5級の職員 4,300円
- (4) 4級の職員 3,500円
- (5) 3級の職員 3,000円

2 条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条 管理職員特別勤務手当は、時間外勤務手当等の支給方法に準じて支給する。

（雑則）

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同」を削る。

第3条第1項中「引続き」を「引き続き」に改める。

第6条第2項第4号中「及び休日」の次に「（次号において「週休日等」という。）」を加え、同項第8号を削り、同項第7号中「その」を「、その」に改め、同号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第8条第1項中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の190」を「100分の200」に改め、同条第2項第1号中「100分の30」を「100分の34」に、「100分の38」を「100分の42」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の51」に、「100分の57」を「100分の63」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100分の59.5」に、「100分の66.5」を「100分の73.5」に改め、同項第4号中「100分の60」を「100

分の68」に、「100分の76」を「100分の84」に改め、同項第5号中「100分の67.5」を「100分の76.5」に、「100分の85.5」を「100分の94.5」に改める。

第8条の2第1項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同条第2項第1号中「100分の14」を「100分の16」に、「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の21」を「100分の24」に、「100分の27」を「100分の30」に改め、同項第3号中「100分の24.5」を「100分の28」に、「100分の31.5」を「100分の35」に改め、同項第4号中「100分の28」を「100分の32」に、「100分の36」を「100分の40」に改め、同項第5号中「100分の31.5」を「100分の36」に、「100分の40.5」を「100分の45」に改める。

第9条中「同法」を「条例」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の34」を「100分の32」に、「100分の42」を「100分の40」に改め、同項第2号中「100分の51」を「100分の48」に、「100分の63」を「100分の60」に改め、同項第3号中「100分の59.5」を「100分の56」に、「100分の73.5」を「100分の70」に改め、同項第4号中「100分の68」を「100分の64」に、「100分の84」を「100分の80」に改め、同項第5号中「100分の76.5」を「100分の72」に、「100分の94.5」を「100分の90」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の16」を「100分の15」に、「100分の20」を「100分の19」に改め、同項第2号中「100分の24」を「100分の22.5」に、「100分の30」を「100分の28.5」に改め、同項第3号中「100分の28」を「100分の26.25」に、「100分の35」を「100分の33.25」に改め、同項第4号中「100分の32」を「100分の30」に、「100分の40」を「100分の38」に改め、同項第5号中「100分の36」を「100分の33.75」に、「100分の45」を「100分の42.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第17号

亀岡市立小学校及び中学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱（昭和52年亀岡市告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第4号中「亀岡市立小学校及び中学校児童生徒の就学に関する事務処理規程（昭和50年亀岡市教育委員会告示第1号）」を「亀岡市立小学校及び中学校児童生徒の就学に関する事務処理規程（平成14年亀岡市教育委員会告示第3号）」に改める。

第4条ただし書を削る。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式中「振替」を「振り替え」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第18号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年2月4日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0401-62006

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年10月28日

3 無効になる日

平成28年2月4日

「揭示済」

亀岡市告示第19号

亀岡市奨学金支給要綱（平成14年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第1第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別表第2中 「年額30,000円以内」を

「年額20,000円以内」に、

「年額50,000円以内」を

「年額40,000円以内」に改める。

別記第1号様式中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0502-01022

1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成26年4月1日

3 無効になる日 平成28年2月8日

「揭示済」

亀岡市告示第21号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

指定する指定緊急避難場所

施設の名称	施設の所在	対象とする異常な現象の種類(※1)								指定避難所との重複(※2)
		洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫	火山現象	
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ケ上7	1	1		1		1	1		1

(※1) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

(※2) 「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

「揭示済」

亀岡市告示第22号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

指定する指定避難所

施設の名称	施設の所在
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ケ上7

「揭示済」

亀岡市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成28年2月17日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成28年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

付議事件

- 1 平成27年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「揭示済」

亀岡市告示第24号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年2月24日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成28年2月25日から平成28年3月9日まで一般の縦覧に供する。

平成28年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01303	中矢田篠線	亀岡市篠町篠向谷20番の1先	796.58m	12.00m
		亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先		15.70m
18296	夕日ヶ丘11号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目27番の1先	488.60m	9.50m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7番の5先		9.50m
18297	夕日ヶ丘12号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目26番の1先	520.50m	7.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7番の1先		7.00m
18298	夕日ヶ丘13号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目1番先	222.80m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目4番の4先		14.00m
18299	夕日ヶ丘14号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目3番の11先	29.90m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目4番の1先		6.00m
18300	夕日ヶ丘15号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目16番の1先	32.00m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目17番の9先		6.00m
18301	夕日ヶ丘16号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目18番先	39.10m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目25番の5先		13.99m
18302	夕日ヶ丘17号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目20番の2先	99.80m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目22番の7先		14.04m
18303	夕日ヶ丘18号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目12番の10先	114.70m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番の1先		14.03m
18304	夕日ヶ丘19号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番の7先	208.60m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目17番の14先		14.05m
18305	夕日ヶ丘20号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目20番の2先	38.20m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目9番の1先		4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第25号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
13	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
14	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
15	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
16	督促状 平成27年度第4期分 市府民税	省略	省略
17	督促状 平成27年12月分 市府民税 (特別徴収)	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
8	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
9	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
10	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
11	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
12	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
13	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
14	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
15	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

16	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
17	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
18	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
19	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
20	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
21	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
22	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
23	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
24	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
25	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
26	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
27	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略
28	督促状 平成27年度随1期分 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成28年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱を廃止する要綱

亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成21年亀岡市告示第145号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱の実施日前に亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の適用を受けて設置された太陽光発電システムの取扱いについては、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成28年2月29日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成28年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「掲示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年2月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
平成28年2月25日（木）
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 9台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年2月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0147-21012

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成28年2月26日

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年2月29日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0132-99014

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成28年2月29日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第13号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成28年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成28年1月30日
午後8時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市古世町西内坪
- 3 種類 ヨークシャテリア
- 4 毛色 黒茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 小型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年2月11日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第14号

平成27年亀岡市公告第59号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年4月1日までとする。

平成28年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

（合格者受験番号）

- ・土木Ⅱ 6502

「揭示済」

亀岡市公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
平成28年2月19日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第16号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 橋修第1号 | |
| (2) 工事名 | 吉川橋橋梁補修工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市吉川町吉田地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 40.0m |
| | 断面修復工 | 1式 |
| | ひびわれ注工 | 1式 |
| | ひびわれ充填工 | 1式 |
| | 表面保護工 | 1式 |
| | 足場工 | 1式 |
| | 塗装塗替工 | 1式 |
| | 地覆打替え工 | 1式 |
| | 床板防水工 | 1式 |
| | 橋面舗装工 | A = 219m ² |
| | 付帯工 | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 33,993,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） | 31,475,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成28年3月31日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |

- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年2月22日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年2月22日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年2月26日（金） 午前9時から午後5時まで 平成28年2月29日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年3月1日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年2月25日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年3月2日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年3月4日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年3月9日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年3月10日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年3月11日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第17号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年2月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 上拡施第4号
- (2) 工事名 第5次拡張事業 西山配水池築造工事（その2）
- (3) 工事場所 亀岡市篠町王子地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要
- | | |
|-----------|----|
| 既設西山配水池撤去 | 1式 |
| 既設浄水場撤去 | 1式 |
| 管理用道路整備 | 1式 |
| 舗装工 | 1式 |
- (6) 予定価格（税込） 48,677,760円
【入札書比較価格（税抜） 45,072,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から200日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年2月25日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年2月25日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年3月2日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年3月3日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	平成28年3月4日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年2月29日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年3月8日（火） 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年3月9日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年3月14日（月） 午前9時から午後5時まで 平成28年3月15日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年3月16日（水） 午前11時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

俣野捷代
井内房子
井上加夜子
白崎政子
尾松佳栄子
調幸治
飯野茂
米原亨
中川博友
水口潤子
平田謙輔
木村みさか
小寺邦明
矢田勲
中澤猛
吉本茂治

(各 通)

亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します

任期は平成30年1月31日までとします
平成28年2月1日

(各 通)

小寺邦明
栗山正則

亀岡市生涯学習推進審議会委員に委嘱します
平成28年2月9日

湊泰孝

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます
平成28年2月16日

小島義秀

亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は平成28年5月31日までとします

福井英昭
亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます
平成28年2月17日

齊藤一義
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は平成28年9月4日までとします
平成28年2月18日

木戸庸介
亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します
任期は平成28年11月25日までとします
平成28年2月25日

田路朋哉
亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます
平成28年2月29日

教育委員会欄

規則

亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月26日

亀岡市教育委員会
委員長 栗山正則

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 研修（第15条・第15条の2）」を

「第6章 研修（第15条）」

第6章の2 人事評価（第15条の2）」に改める。

第15条の次に次の章名を付する。

第6章の2 人事評価

第15条の2の見出し中「職員」を「人事」に改め、同条第1項中「学年始めに」及び「学年末に」を削り、同条第2項中「を学年末に評価」を「の人事評価を」に改め、同条第3項中「前2項の自己目標設定状況及び評価効果」を「第1項の自己目標の設定状況及び前項の人事評価の結果」に改め、同条第4項中「職員の」

を「人事」に改める。

別表中「第10条の5」を「第10条の6」
に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

平成28年3月2日定時登録において選挙人
名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を
記載した書面を縦覧に供する場所を次のように
定める。

平成28年2月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成28年3月3日から
同月7日

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月18日

亀岡市病院事業管理者職務代理者
亀岡市立病院長 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までの規定中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第18条中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

別表中

「
病院長、医療管理監、副院長」を

「
病院長、消化器センター長、副院長」に、

「
病院長、医療管理監、副院長、部長、担当部長」を

「
病院長、消化器センター長、副院長、部長、担当部長」に改める。

(亀岡市立病院会議規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院会議規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

(亀岡市立病院診療情報開示規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院診療情報開示規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

（亀岡市立病院防火管理規程の一部改正）

第5条 亀岡市立病院防火管理規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、病院長及び防火管理者を副委員長」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

	役職名	備考
委員長	管理者	管理権原者
委員	病院長	
	消化器センター長	
	副院長	
	診療部長	
	診療技術部長	
	看護部長	
	管理部長	
	防火管理者	

別表第2中

「医局、病歴・図書室、談話室」を

「医局、中央病歴管理室、談話室」に、

「管理者室、病院長室、医療管理監室、病院総務課室、応接室、多目的ホール、職員食堂、会議室、当直室、更衣室、倉庫、便所、EV室、控室

を

「管理者室、病院長室、消化器センター長室、病院総務課室、応接室、多目的ホール、職員食堂、会議室、当直室、更衣室、倉庫、便所、EV室、控室

に改める。

（亀岡市立病院公用車使用規程の一部改正）

第6条 亀岡市立病院公用車使用規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

（亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正）

第7条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程（平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号）

の一部を次のように改正する。

別表第1項中「主事補」の次に「、看護助手」を加え、同表第2項中「医療管理監、副院長、センター長」を「センター長、副院長」に改め、「科長」の次に「、課長、副課長」を加える。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第8条 亀岡市立病院職員就業規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第9条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

第10条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「及び准看護師」を「、准看護師及び看護助手」に改め、同項第1号中「6,800円」を「看護師及び准看護師にあつては6,800円、看護助手にあつては6,000円」に改め、同項第2号ア中「3,300円」を「看護師及び准看護師にあつては3,300円、看護助手にあつては2,900円」に改め、同号イ中「2,900円」を「看護師及び准看護師にあつては2,900円、看護助手にあつては2,500円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「看護師及び准看護師にあつては2,000円、看護助手にあつては1,700円」に改め、同条第4項中「2,500円」を「2,000円」に改め、同条第5項第1号中「及び医療管理監」を削り、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 消化器センター長 月額170,000円

附則第4項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則第7項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の1.575」を「100分の1.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000	円 361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100

30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400

98	294,900	342,900	381,900	393,100					
99	295,300	343,300	382,300	393,400					
100	295,700	343,600	382,700	393,600					
101	295,900	343,900	383,000	393,800					
102	296,200	344,200	383,500						
103	296,600	344,700	383,900						
104	296,900	345,100	384,300						
105	297,100	345,600	384,600						
106	297,400	346,000	385,100						
107	297,800	346,400	385,500						
108	298,100	346,800	385,900						
109	298,300	347,300	386,200						
110	298,700	347,700	386,700						
111	299,100	348,000	387,100						
112	299,400	348,300	387,500						
113	299,500	348,800	387,800						
114	299,800								
115	300,100								
116	300,500								
117	300,700								
118	300,900								
119	301,200								
120	301,500								
121	301,900								
122	302,100								
123	302,400								
124	302,700								
125	303,000								
	186,500	214,000	254,000	288,500	313,900	355,600			

再任用職員

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	445,000		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	410,300			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	410,600			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	410,800			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	411,000			
94		293,600	341,400	380,300	392,100				
95		294,000	341,900	380,700	392,400				
96		294,400	342,300	381,100	392,600				
97		294,600	342,400	381,400	392,800				

医療職給料表 (2)

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用 職員以 外の職 員	1	円 145,000	円 182,900	円 218,200	円 244,400	円 277,100	円 324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700

65	391,800	467,500	519,300	570,400			
66		468,200	520,200				
67		468,900	520,900				
68		469,600	521,800				
69		470,100	522,700				
70		470,800	523,500				
71		471,500	524,400				
72		472,200	525,300				
73		472,600	526,100				
74		473,200	527,000				
75		473,900	527,900				
76		474,600	528,600				
77		475,000	529,400				
78		475,600	530,300				
79		476,200	531,200				
80		476,700	532,100				
81		477,300	532,900				
82		477,800	533,800				
83		478,300	534,700				
84		478,800	535,600				
85		479,200	536,400				
86		479,800	537,300				
87		480,200	538,200				
88		480,700	539,100				
89		481,200	539,900				
90		481,800					
91		482,400					
92		482,800					
93		483,300					
94		483,900					
95		484,500					
96		485,100					
97		485,600					
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700	

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100	386,700	
87		288,500	324,400	345,400	387,100	
88		288,700	324,800	345,700	387,500	
89		289,100	325,200	346,100	387,900	
90		289,300	325,600	346,400	388,400	
91		289,500	326,000	346,800	388,800	
92		289,700	326,400	347,100	389,200	
93		290,100	326,700	347,500	389,600	
94		290,300	326,900	347,800	390,100	
95		290,500	327,300	348,100	390,500	
96		290,800	327,600	348,400	390,900	
97		291,200	327,800	348,700	391,300	
98		291,500	328,100	349,100		

31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600

医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	円 158,400	円 185,900	円 234,300	円 257,300	円 283,000	円 328,200
	2	円 159,800	円 188,000	円 236,100	円 258,300	円 284,800	円 330,300
	3	円 161,300	円 190,100	円 237,900	円 259,200	円 286,700	円 332,400
	4	円 162,700	円 192,100	円 239,700	円 260,300	円 288,700	円 334,600
	5	円 164,200	円 194,200	円 241,100	円 261,200	円 290,500	円 336,800
	6	円 165,700	円 196,500	円 242,400	円 262,200	円 292,300	円 338,900
	7	円 167,200	円 198,800	円 243,600	円 263,000	円 294,200	円 341,100
	8	円 168,700	円 201,100	円 244,900	円 264,100	円 296,100	円 343,200
	9	円 170,000	円 203,500	円 246,000	円 265,200	円 298,000	円 344,900
	10	円 171,700	円 204,900	円 247,100	円 266,000	円 299,900	円 346,900
	11	円 173,300	円 206,300	円 248,000	円 267,200	円 301,700	円 348,800
	12	円 174,900	円 207,700	円 249,000	円 268,400	円 303,600	円 350,800
	13	円 176,400	円 209,100	円 250,300	円 269,700	円 305,300	円 352,800
	14	円 178,400	円 210,600	円 251,400	円 271,100	円 307,000	円 354,900
	15	円 180,400	円 212,100	円 252,200	円 272,300	円 308,800	円 357,000
	16	円 182,400	円 213,300	円 253,200	円 273,800	円 310,600	円 359,000
	17	円 184,600	円 214,700	円 254,100	円 275,200	円 312,500	円 361,000
	18	円 186,700	円 216,200	円 255,000	円 276,600	円 314,100	円 363,000
	19	円 188,800	円 217,700	円 256,000	円 277,900	円 315,800	円 365,100
	20	円 190,900	円 219,200	円 257,000	円 279,400	円 317,500	円 367,200
	21	円 193,000	円 220,600	円 257,900	円 281,000	円 319,000	円 368,900
	22	円 195,200	円 222,300	円 258,900	円 282,600	円 320,500	円 371,000
	23	円 197,400	円 224,000	円 259,900	円 284,100	円 322,100	円 373,100
	24	円 199,600	円 225,700	円 260,900	円 285,600	円 323,600	円 375,100
	25	円 201,600	円 227,100	円 262,100	円 286,900	円 325,300	円 377,100
	26	円 202,900	円 228,800	円 263,500	円 288,700	円 326,700	円 378,700
	27	円 204,200	円 230,500	円 264,700	円 290,500	円 328,200	円 380,600
	28	円 205,500	円 232,200	円 266,100	円 292,200	円 329,800	円 382,500
	29	円 206,700	円 233,800	円 267,400	円 293,800	円 331,200	円 384,300
	30	円 207,900	円 235,200	円 268,900	円 295,500	円 332,700	円 386,000

99		291,700	328,400	349,500		
100		292,000	328,700	349,900		
101		292,300	328,900	350,400		
102		292,500	329,200	350,800		
103		292,700	329,600	351,200		
104		293,000	329,800	351,600		
105		293,300	329,900	352,100		
106			330,200			
107			330,600			
108			330,800			
109			331,000			
110			331,400			
111			331,800			
112			332,200			
113			332,400			
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,300	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,700	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,100	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	393,500	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	394,000	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	394,400	

31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100

別表第3の1行政職給料表職務級別基準表中

「

定型的な業務を行う職務
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

」を

「

定型的な業務を行う職務
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
看護助手の職務

」に、

「

特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

」を

「

特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
困難な業務を行う看護助手の職務

」に改め、同表の2医療職給料表(1)

職務級別基準表4級の項中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

別表第4の2医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

「

62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

「

61
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63

」に改める。

」

別表第4の2の2 医療職給料表(2)降格時号給対応表中

85	90	を	85	91	に改める。
85	96		85	98	
85	102		85	105	

別表第5中

病院長（管理者の定めるものに限る。） 医療管理監（管理者の定めるものに限る。） 副院長（管理者の定めるものに限る。）
--

を

病院長 消化器センター長（管理者の定めるものに限る。） 副院長（管理者の定めるものに限る。）
--

に改める。

別表第6中

300,000円	を	330,000円	に改める。
----------	---	----------	-------

別表第7を次のように改める。

別表第7（第5条関係）

初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	307,800
1年以上2年未満	307,800
2年以上3年未満	307,800
3年以上4年未満	307,800
4年以上5年未満	307,800
5年以上6年未満	307,800
6年以上7年未満	307,800
7年以上8年未満	307,800
8年以上9年未満	307,800
9年以上10年未満	307,800
10年以上11年未満	307,800
11年以上12年未満	307,800
12年以上13年未満	307,800
13年以上14年未満	307,800
14年以上15年未満	307,800
15年以上16年未満	307,800
16年以上17年未満	304,500
17年以上18年未満	301,200
18年以上19年未満	297,900
19年以上20年未満	294,600
20年以上21年未満	291,300
21年以上22年未満	277,500
22年以上23年未満	263,500
23年以上24年未満	250,000
24年以上25年未満	236,100
25年以上26年未満	222,400
26年以上27年未満	204,800
27年以上28年未満	187,700
28年以上29年未満	170,400
29年以上30年未満	152,800
30年以上31年未満	134,800
31年以上32年未満	116,500
32年以上33年未満	98,600
33年以上34年未満	72,600
34年以上35年未満	48,300

（亀岡市立病院旅費支給規程の一部改正）

第11条 亀岡市立病院旅費支給規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長等の項及び4級以上の職務にある者の項中「医療管理監」を「消化器センター長」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。ただし、第1条から第8条まで並びに第10条及び第11条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、第9条の規定による改正前の亀岡市立病院職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合）にあっては、特定

職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
(国の例引用)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」